

# ヒートポンプ給湯機割引

(低圧電気供給実施要綱)

2026年4月1日実施

## 目 次

本	則	1
1	適用条件	1
2	実施要綱の変更	1
3	契約の成立および契約期間	3
4	適用開始日	3
5	料金の適用期間	3
6	料 金	3
7	契約の廃止または契約種別の変更	3
8	契約の消滅	4
9	そ の 他	4
附	則	5
別	表	6

# 本 則

## 1 適用条件

この低圧電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、次のいずれにも該当するお客さまがこの実施要綱の適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 低圧電気供給実施要綱のよりそう＋スマートタイム（以下「よりそう＋スマートタイム」といいます。）の適用を受けるお客さまであること。
- (2) 需要場所において、別表（ヒートポンプ給湯機）に定める小型機器（以下「ヒートポンプ給湯機」といいます。）を 2026 年 4 月 1 日以降に設置（需要場所において、既に貯湯式電気温水器が設置されており、ヒートポンプ給湯機を取替えにより設置される場合を除きます。）され、継続して使用されるお客さまであること。

## 2 実施要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この実施要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧電気供給実施要綱によります。

イ 一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）または配電事業者（以下、一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この実施要綱を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの実施要綱を

変更いたします。

なお、この実施要綱を変更するまでの間、この実施要綱における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの実施要綱を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化または発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、この実施要綱を変更する必要がある場合

- (2) 当社は、この実施要綱の変更を行なう場合は、この実施要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とされない事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、契約締結後交付書面は交付いたしません。

### 3 契約の成立および契約期間

- (1) この実施要綱による契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、この実施要綱による契約が成立した日から、8（契約の消滅）に定めるこの実施要綱による契約が消滅する日までといたします。

### 4 適用開始日

この実施要綱の適用開始日は、よりそう+スマートタイムの需給開始日またはこの実施要綱による契約の成立日のうち、いずれか遅い日といたします。

### 5 料金の適用期間

料金の適用期間は、この実施要綱の適用開始日以降最初の検針日から24月目の検針日の前日までといたします。

### 6 料 金

- (1) 適用期間における料金は、よりそう+スマートタイムの低圧電気供給実施要綱によって算定された金額（以下「割引前料金」といいます。）から、(2)によって算定された金額（以下「割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。
- (2) 割引額は、1月につき次のとおりといたします。ただし、割引額が当月の割引前料金を上回る場合は、割引額は、当月の割引前料金にとどめます。

1 契約につき	1,000 円 00 銭
---------	--------------

### 7 契約の廃止または契約種別の変更

割引適用後に需給契約が廃止または契約種別が変更された場合は、当該月分の割引額を低圧電気標準約款 22（日割計算）に基づき日割り計算をしてえた金額を割引額といたします。

## 8 契約の消滅

お客さまが次のいずれかに該当する場合は、その日にこの実施要綱による契約が消滅するものといたします。

- (1) お客さまが、1（適用条件）に該当しなくなった場合
- (2) 5（料金の適用期間）に定める料金の適用期間が満了した場合

## 9 その他

- (1) 当社は、原則としてお客さまからヒートポンプ給湯機の機器保証書の写しを提出していただきます。また、当社が必要とする場合は、お客さまのヒートポンプ給湯機を確認させていただくことがあります。
- (2) ヒートポンプ給湯機を取付けもしくは取替えまたは取外しされる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (3) 当社への申出なくヒートポンプ給湯機を取外しされていることが明らかになった場合は、当社は、既に適用した割引額と同額（以下「精算額」といいます。）を精算いたします。この場合、精算額は、原則として、ヒートポンプ給湯機を取外しされていることが明らかになった日の直後に支払義務が発生する料金とあわせて申し受けます。
- (4) その他の事項については、低圧電気標準約款およびよりそう+スマートタイムの低圧電気供給実施要綱によるものといたします。

## 附 則（実施期日）

この実施要綱は、2026年4月1日から実施いたします。

# 別 表

## ヒートポンプ給湯機

ヒートポンプ給湯機とは、ヒートポンプを利用して蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸き上げる機能を有する機器であって、当社が認めたものをいいます。